

明治政府の功罪

柿生郷土史料館専門委員 小林 基男

- ☆ 幕末の政治抗争の争点 → 国際列強（英・仏・露）の攻勢をどうかわし、いかに日本の独立を守り抜くかにあった。 → 長年の統治経験を持つ徳川幕府こそ適任と考えるか。過去の経験は役に立たない。むしろ長い間のしがらみを排除できないマイナスが大きい。幕府を倒し、新政府を樹立して、総力を結集することが必要だ。
- ☆ 幕末の危機とは → 1861年にロシア、対馬港を占領(1861年3月14日～9月19日)
 - イギリス海軍の来航でロシア軍艦がサドニック号、ようやく退去
 - イギリス海軍の到来は、幕府の要請なし。英海軍も居座らずに退去
- ☆ 当時の中国 → 太平天国の乱（1851～64年）の最中にあった。
 - 騎兵用の馬の補給、銃弾、その他日用物資の提供など、日本の協力が欠かせなかったため
- ☆ 63年の薩英戦争（薩摩藩善戦）、64年の長州戦争（四国連合艦隊の下関砲撃）
 - 気を抜けば、植民地にされかねない現実を認識
- ☆ 明治政府の課題 → 日本の独立を守り抜くこと。この1点にかかっていた。
 - 英・仏・露の脅威は、それほど強かった。
- ☆ 独立を守るためにすべきこと
 - その1 徳川幕藩体制を払拭して中央集権体制を構築すること。
 - その2 富国強兵・殖産興業政策の推進 → 軍事力の強化と近代工業の育成と保護。即ち資本主義化の推進 → 実現には、人材の育成も欠かせない
- ☆ 政権幹部の構成 → 開明派の公家と薩長中心の西南雄藩の討幕派幹部
- ☆ 中央集権体制の構築
 - まず、明治2年の版籍奉還 → 版図と戸籍（土地と人民）を天皇にお返し申し上げる。薩・長、土佐、肥前の藩主が先陣を切る。
 - この地を再度藩主たちに下賜すると、封建制が続くことになる。それを断ち切らねばならない。
 - 機が熟すまで、藩主を非世襲の知藩事に任命 家禄は各藩の全体収入の

1割とした。さらに、藩主（諸侯）など285名と公家142名の計427名に爵位を付与して、華族とした。

- ただし、旧天領と旗本の所領は国有地とし、府県がおかれ、知事を派遣。国土の1/4が府県制となった。
- 廃藩置県、明治4年7月14日（1871/8/29）施行。すべての藩を県としたので、当初は3府302県となった（資料参照）。知藩事は失職、東京居住を義務付けられた。家禄として所領収入の1割を保障された。
県令、郡長は中央から派遣。旧藩と縁のない人を選抜して派遣。県出身者は起用しない。
藩の債務はどうしたか。藩札は政府紙幣と交換。藩札の合計3,909万円、藩の債務合計7,413万円。これを新政府が引き受けた。
明治元年以降の債務、3年据え置き後4%利で25年の分割払い。
弘化年間以降の債務 無利息の50年分割払い
弘化年間以前の債務 返済せず。根拠は幕府が棄捐令を出している。
ただし、外国からの債務は、現金で償還
江戸幕府、並びに朝敵藩の債務は外債を除いて引きつかなかった。
- 廃藩置県で、領主が所領と人民を支配する封建体制と完全に縁を切った。明治維新の近代革命としての性格がここに確定した。藩主を華族として江戸住まいを強制したので、旧部下の士族とのつながりは切れた。
士族の生活費、知らん顔では反乱が起きる。政府の責任で家禄を支給。財政難の時期なので、負担は重いが実行せざるを得ない。
- 中央政府の行政担当官僚の確保、地方諸府県の官僚の確保。当初は、士族層から。旧幕臣からも大量採用。中央官庁の仕事の心得は、西南雄藩の士族よりはるかに有能だった。オールジャパンの体制構築
- 当初の302県体制 → 早期に訂正 明治4年11月には72県に。これが明治5年には69県に、6年には60県に、明治9年には35県にまで減少した。
- 市町村制の施行、明治11年郡区町村編成法 → 明治22年市町村制へ市町村長の任命 → 任命権者は県令だが、中央からは派遣せず、地元の支持の厚い名望家を充てた。 → 政府命令を地元で納得させる担当は、地元の人間に限る。

- ☆ 人材の確保 → 教育の重要性 → 学制の公布 資金難に関わらず、推進の姿勢を示した。 → 明治5年のこと。
- 全国を学区に分け、大学校・中学校・小学校を設置し、国民皆学を目指すとした。
- 明治12年の教育令 全国を8の大学区に、1区を32の中学区に、1中学区を210の小学区とした。1区に大学1校、256中学校、53,760の小

学校を設けるとした。

→ 明治 18 年の新教育令。全国を 7 大学区に変更、中学校は 239 校、小学校は 42451 校に減じた。

1 年間で、公立・私立合わせて 12,558 校の小学校が誕生した。

- ☆ 徴兵令 → 明治 3 年、徴兵規則で応急措置を講じた。戊辰戦争が終結したため。
- 薩長土 3 藩の兵士を、とりあえずの御親兵とし、各府県より 1 万人に 5 人の割合で兵の供出を求めた。
- 明治 5 年に徴兵告諭発表 国民軍の創設を訴え、明治 6 年 1 月徴兵令
- 明治 4 年の戸籍法と、明治 5 年の壬申戸籍の誕生で、該当者の把握が可能に。士族中心の職業軍人制ではなく、国民皆兵の原則を旨とした。全国の 80% 近くが農民。しかもそのうち 70% 以上が貧農。 貧農中心の

軍

隊の編成に舵を切った。

- 79 年 (明治 12) に改訂 → 満 20 才の男性 抽選で 3 年間の兵役に体格不良、病気の者は免除、世帯主、一家の跡継ぎ、家の承継者、
- 代人料 270 円を収めたもの、役人、兵学校生徒、官立学校生、養家の養子は免除 → この免除規定は次第に減らされていく
- 当初は 20 才以上の 4% 程度しか集まらない。 軍人勅諭などの効果、国防思想の普及、日清・日露戦の勝利、軍の食事の評判などから、辞退は恥との感覚が広がった。

- ☆ 財政基盤の整備 → 地租改正 → 殖産興業政策の推進には、手工業者や商人に、重税をかけるわけには行かない。 勢い農民中心の課税とならざるを得ない。 結果として、地租中心の税体系が作られる。

- ☆ 地租とは → 土地所有者に対し、地価の 100 分の 3 (3%) を、現金で払わせる。
- 支払いは、土地所有者自身の個人責任

- ☆ 地租を定めるための事前準備 → 検地によって、どこそこの土地が誰のものか、土地所有者を確定する。 → 所有者に地券を発行する (今日の土地権利書や登記簿謄本にあたる) → 個人の土地所有権を認め、土地売買の自由も認めた → 封建領主の封建的権利を完全に廃棄した。
- 他方、個人の所有者のいない土地、例えば入会地などは、所有者不明として、すべて国有地に編入。農民と対立

- ☆ 地価はどのように決められたか → 農地の場合、収穫物を金額換算、この過去 3 年の平均を取り、それを 5% 利で資本還元した額を地価とした。
- 土地所有者が土地を売った時に、代金を金融機関に預け、5% の利息を受け取ったとき、利息の金額が、毎年の農業収入とほぼ同じになる額。

→ 例えば、Aさんの農業収入が100円だったとする。

$$100 \div 0,05 = 100 \times 100 / 5 = 100 \times 20 = 2,000$$

地租は、この3% $2,000 \times 0,03 = 60$ 収入の6割に。これは高すぎる。

実際には、毎年の売り上げ総額から、来年度の種子代、肥料代などの経費分が差し引かれるので、現実的な租税額は、収穫の3割程度だった。江戸時代の年貢とほぼ同じ程度を地租として納めさせた。

→ 一番の違いは、物納でなく金納になっていること。共同体で連帯責任を負う必要はなく、個人が納めること。小作農（非土地所有者）には、納税義務がないことなどだった。

ただし、地主には、小作農に対し、税負担分を小作料に上乗せして請求することができた。

田畑の永代売買禁止令が廃止され、土地売買が自由となった。地主による土地の集積が進行。農民の階層分解が進んだ。

→ 都市の土地も、家賃などを参考に、地価が定められ、農地と同じように地価が定められた。ただし、現在の法人税にあたるような、企業に対する課税はない。

→ 旧藩の借入金の返済、士族に対する秩禄の支払いなど、なお財政は火の車地租だけではとても足りない。しかも、軍事力の強化も避けて通れない。新たな税源確保が必要 → こうして登場したのが、酒税とたばこ税などの間接税 酒税は営業税と醸造税の2本立てで、地租に次ぐ重要な税となった。 → すべて全国一律の税とした。ただし北海道と沖縄は別

☆ 財政支出の整理 → 士族に対する秩禄の整理 → 秩禄処分（明治9年）

→ 幕士族に対する秩禄の支給をやめ、代わりに金禄公債を支給した。公債は7分利つきであったが、額面は低く抑えられた。利子も支払われない5年間の据え置き期間後、抽選で30分の1づつの割合で、額面の償還を受ける。抽選に外れた人は利子を受け取れる。毎年一定額を償還したのは、財政支出の均等化のため。

→ 金禄公債の売買は認められていたし、銀行などの出資金に充てることもできた。藩主など華族に列せられた人たちは、高額の公債を付与され、富裕化した。官公吏と、地租5円以上を収める非官公吏で、士族身分の者は、全士族41万8千人の37%だったことが知られている（1883年の統計）。3分の2が没落士族であった。

☆ 工業化の推進 → 留学生の大量派遣、お雇い外国人の導入

→ 留学生は期待に応え、帰国後にそれぞれの得意分野で活躍した。

→ 長州5のうち、伊藤博文と井上馨を除く3人、遠藤謹助、山尾庸三、井上 勝

明治4年～6年の岩倉使節団 使節団46名、随員18名、留学生43名

→ お雇い外国人は、玉石混淆。それでも財政が厳しい中、高給優遇を

貫き通して、彼らのノウハウを吸収することに努めた。

そうした努力の延長線上に、現在の日本の国際的地位がある。

- ヴェルニー他 鉄道の建設、灯台の建設、港湾の整備、富岡製糸場
当初は、労働者確保に困った。富岡では官吏の家族や親せき、友人
- 一番の問題点は、資金不足 当初はひも付き外債などでまかなったが、
秩禄処分後は、旧大名などの華族が出資した第十五国立銀行などが、
地主層の預金を集めることに成功し、資金を提供

- ☆ 新政府の失策例 → 1868年明治改元前の慶應4年に出した「神仏分離令」
政府は、仏教を否定したわけではなく、あくまで神と仏の分離を促した
だけだった。にもかかわらず、廃仏毀釈の嵐が起きてしまった。
原因は、1、政権への忖度、2、僧侶の墮落に対する民衆の怒り、
3、その他 → 結果、現在残る仏教芸術に関する国宝のおよそ2倍に
匹敵する仏教芸術が破壊されてしまった。

- ☆ 反政府運動は → 1、農民一揆 → 地租の引き下げで一段落するが、入会地問題
で、折に触れて噴出
- 2、士族反乱 佐賀の乱、神風連の乱、秋月の乱、西南戦争
- 3、自由民権運動 → 息長く続き、国会開設の成果を生む

- ☆ 結果として、日本の独立は守られ、近代国家に成長することができた
- この功績は高く評価できる
- なぜ成功したか → 近代化に失敗したロシアと比較するとわかる
明治政府樹立の推進力となった西南雄藩の関係者だけでなく、広く人材を
全国から集め、特に徳川幕府の官僚たちを広く迎え入れ、さらに、財政難
に関わらず、早くから教育制度の充実に力を尽くし、有為なる野の人材の
発掘に努めたこと

- ☆ 日本資本主義の弱点 → 財政運営のために、農民への重税を、最後まで温存せざる
をえなかったこと。 国民の75%程度を占める農民の60%以上が、小作
農
- 農地の借り手がいくらでもいる状況では、小作料が下がることはない。
地租は金納だが、小作料は現物で納付。不作や凶作時は、地主に延納を願
うしかない → 返済し終えるまで土地を離れられない
- 小規模自作農の没落もあり、地主はさらに土地を集積する

- ☆ 明治20年代に入ると、工業化の成果が表れ、工場制度がある程度進んだ
- 工業化の初期段階の中心産業は、何といても繊維産業。
中心は、紡績と織布
- そこで働く労働者は、大部分が女工たち → 農家の娘たち

→ 繊維産業に続く、第2の産業が、石炭その他の鉱山業

→ 労働者の多くは、貧農家庭の次男や3男

☆ 明治期の労働者の特徴 → 一部の熟練労働者を除くと、出稼ぎ型の労働者であった。女工たち、貧農家庭の娘たち。4年制の小学校を終えると10歳ちょうど食べ盛り。どこか住み込みで働きに出てくれると、口減らしにもなり、貧しい家庭は助かる。

→ 工場経営者 こういう家庭の娘たちを集める 食事つき、娘を引き取る時、目の前で親にいくばくかの金を渡す。食事と寝るところは与えられる。病気になると返されるが、数年して年頃になると、家に呼び戻される。親の用意した（あるいは地主さんが手配した）縁談が待っていて、貧農の嫁になる。

いずれ帰るんだ。ここは一生の職場ではない。したがって待遇改善を求める激しい労働運動などは起こらない

→ 多数の貧農の存在が、低賃金労働者の確保を可能にした。

☆ その結果 → 資本主義化が進み、生産量が増えるとどうなるか。

→ 国民の多数を占める貧農層は、貧しさゆえに購買力を持たない。国内市場が狭いという欠陥は是正できない。

→ 市場は国外に求めざるを得ない

→ 品質はどうか。欧米の資本主義先進国の商品には、まだ当然勝てない

→ 値段の安さで、一部売れる。他は一部絹織物など、手作業による高級品が売れるだけ

→ こうして、日清戦争に始まる、植民地獲得による、日本にとって都合の良い、国外市場の獲得に舵を切った。これが10年ごとの戦争の継続に繋がり、最後の破滅に至ってしまうことになった。